

第1回原村公の施設指定管理者選定審査会 会議録

- 1 開催日時 令和5年8月2日(水)
午後1時30分から午後3時10分
- 2 場 所 原村役場2階 201会議室
- 3 出席者 出席者 牛山徳康会長、菊池由佳副会長、小平春仁委員、
丸茂裕子委員、宮坂道彦委員
欠席者 柳沢智生委員、石川高明委員
- 4 事務局 商工観光課長 小池典正、商工観光係長 阿部祐子

5 審査会の経過

事務局：それでは第1回原村公の施設指定管理者選定審査会を開催します。

本日、五味村長の公務が重なってしまい欠席となる。委嘱状は各委員の席に置かせていただいた。

正副会長の選任について

原村の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例中、第13条(審査会)及び第14条(審査会の組織等)について説明し、

会 長 牛山徳康さん(商工会会長)

副会長 菊池由佳さん(観光連盟理事) で決定。

今までの経過

指定管理者選定については、平成17年度に条例を公布して指定管理を実施してきたが、村役場職員で選定していた。しかし、以前より一般の住民の方も含めて審査すべきという意見があり、昨年度に見直しを行い、今回の選定から村職員を含めた7名の委員の皆さんで実施していくこととなった。

また、令和7年度にもみの湯の改修工事を計画している。

6 協議事項

(1) 募集要項等について説明

事務局 指定管理者募集要項、管理業務仕様書、参考資料の説明

委員A：資料1の2、3ページにある3施設を一括で管理を委託することとなっているが、通常は1施設に対して1か所ずつ管理を委託すると思うが、一括して委託

管理に出す意図は。

事務局：いくつか要素はあるが、現在と同様に委託したいということがあった。樫の木荘ともみの湯を分けて委託することも考えたが、通常、公衆浴場は委託料を投入して経営している中で、原村は4施設全て委託料を払わずに経営してもらっていることが他市町村とは違う。今までの経過として樫の木荘ともみの湯等の4施設は一緒に経営してきた経過があるため、機械や燃料・電気が共用されているため、分けることが難しい状況である。また、テニスコートや屋内ゲートボール場については管理が行き届いてないことは事実ではある。管理委託から外して村で管理することも検討しましたが、村が管理できる時期でないため、現行のまま委託することとした。

委員A：一つの指定管理者が樫の木荘等の指定管理を受けてもらえると、テニスコートやゲートボール場を一般の人や合宿で貸し出すこともできるのか。

事務局：グラウンドやテニスコートがあり、お客様が利用したい場合に1か所で予約ができるメリットがある。特に夏場は合宿の予約が入るため、グラウンドの管理も指定管理に含まれている。神奈川県からもサッカーの合宿の予約が入るが、その際に社会体育館も借りていると聞いている。

委員B：指定管理者の指定管理料の5%は決算書には記載されていないのか。

事務局：参考資料の収支報告書内の経費内訳の納付金が、5%分にあたります。令和4年度は7,123,558円でした。納付金が無かったとしても赤字であった。

委員B：基本的には施設を貸しているのでお金（納付金）を収めてくださいということだと思うが、今回からは利益が出た場合、大幅な赤字になった場合に依じて納付金を払うということか。

事務局：今回は5年分を提案してもらった収支計画を提出してもらおうが、これは売上げの結果で判断するのではなく、あらかじめ計画した額を基に指定管理契約を行います。

委員B：金額は固定されるということで、計画を立てたが売上げが伸びた場合や思うようにならなくても当初の計画どおりということか。

事務局：そうです。厳しい部分もあるかもしれないです。申請してくる事業者がどんな提案をしてくるかによって、指定管理料や納付額も指定管理者を決定する判断のひとつになるので、委員の皆さんが審査する際に判断してもらいたい。

委員B：収支の結果が五分五分だった場合は、納付金はもらえないということか。

事務局：基本的には収支の内訳で判断するが、差引額によって変わるものではない。例えば収支がマイナス1,000万円あったとしても、指定管理料が2,000万円という提案でも構わないと考えているため、整合性を取る必要はないと考えている。

委員A：利益をどの位求めるかによって変わってくるということか。

事務局：はい。審査会での判断がバラつくことも考えられる。

委員C：どうしても赤字なのか。

事務局：ずっと赤字です。以前の指定管理者だった(有)樫の木まで遡ると、赤字が少な

った時期もあったが、直近が情勢的にも厳しいため、現実的ではないか。

委員C：コロナ禍だったことも原因だとは思いますが、もみの湯が1年間使えなくなることも気になる。

事務局：はい。以前よりもみの湯の燃料代等が多く掛かっていることもあり、経営が苦しいとも聞いている。燃料が高騰している中で、もみの湯が1年休業することによって収支が変わってくることも考えられるが、指定管理期間中に休業することで、雇用の問題もある。

委員C：1年間の休業は大きい。最低賃金も1,000円となっていることや勤務時間についても働き方改革で厳しくなっていることに加えて正規雇用など、いくつも課題があり、人権問題に関わってくるところでもある。

事務局：はい。

委員A：事務局として指定管理料と納付金のどちらでも提案してもらえるような形にしたのではないか。

事務局：はい。

委員C：今まで何社くらいが応募してきたか。

事務局：前回は4社でした。

委員C：応募してくる事業者は内容を承知しているのか。

事務局：内容についてはまだ公表していない。現地説明会を1回予定しているので、施設内は見てもらいます。恐らく申請してくる事業者は温泉施設を管理運営していると見込んでいる。

委員A：公にする資料はどれか。

事務局：本日の資料1、2、3及び参考資料をホームページで見られるようにします。

委員C：コロナ禍であったことに加え、(参考資料が)判断しにくいことや電気料等が高騰していることについては。

事務局：令和元年度は、リニューアルオープンした年。コロナの影響は無かったが経営は厳しかったようです。

委員A：令和元年度は、4月1日からオープンしたのか。

事務局：2週間ほど遅れていたが、ゴールデンウィーク前にはオープンしていたと思います。

ここから新館ができ、オープンした年でしたが赤字は1,000万円でした。

委員A：600万円の納付金を払ったから、実際は400万円の赤字だったということか。

事務局：はい。樅の木荘ともみの湯の売上げを分けられないとの説明を受けている。大体3対7だと聞いている。樅の木荘が7割、もみの湯が3割の支出となっている。

委員A：光熱水費はもみの湯の方が多いと聞いたことがあるが。

事務局：光熱水費だけはもみの湯が7割です。項目ごとに比率は違うが、全体としての割合になる。もみの湯の水道料や燃料等が多いため、割合が逆転している。どこの公衆浴場も同じですが、行政が委託料を投入して指定管理として運営し

ているのが現状です。樅の木荘は宿泊業で収益事業を行っていること、もみの湯は福祉の面が強い中で、樅の木荘ともみの湯を分けるということであれば、もみの湯には管理料を払い、樅の木荘からは納付金をもらうなどの運営をしていくことができるのではないかと。

委員D：修繕費や温泉の配管の管理はどうしているのか。

事務局：小規模の修繕については指定管理者で行っているが、ボイラーやろ過機、配管等については村が行っている。毎年かなり故障している状況で直している。建物自体も村が投資しているものであるため、大規模改修等を行っているのですが、指定管理者は一切費用が掛かっていない。源泉から引いてくる配管についても村で管理している。20万円までの修繕については、毎回指定管理者と協議しながら行っているが難しい場面もある。

委員A：5万円で直せるものも、放っておいて20万円を超えて直すというようなことはしないにしても、現状の運用方法ではかなり難しい面もある。

事務局：実際は難しいです。現場に行くとなすでに壊れているため高額な費用が掛かる。もう少し壊れる前の段階があったのではないかと、と思うような場所もあった。

委員D：指定管理者ということで、修繕費等を村で見てもらっているのは恵まれている。これ以上管理料を支払う必要は無いと思う。個人経営者は全て負担して経営していることが普通。補助をする必要はないと思う。

委員C：宿泊業からすれば、経営を第一で行うことが重要で、サービスの向上を目指すなどしていかなければと思う。

委員C：今後5年間の運営の構想は変わらず、続けてもらうということでもいいか。樅の木荘の料理は改善されたと思う。他市町村で宴会を行ったが経営は苦しいと言っていた。

委員A：今後の予定で、この事業者指定管理者としてお願いしたいとなった場合、12月議会に上程することになり、議会で承認されないと契約ができないという法律になっているか。

事務局：そのとおり。どこからも申請がなかった場合は困ってしまう。ずっと赤字が続いているが、これは経営面だけの経営で、建物等の経費が掛かっていない。現在の指定管理者も大きな企業で経営をしてもらっていても赤字である。施設面では全くお金が掛かっていない。

委員D：樅の木荘に働きに行っている方から話を聞いたがスタッフも多く、サボっている人もいるなど、見えないところでお金の無駄があれば仕事の仕方を見直すなどの必要があるのではないかと。

事務局：見方によって色々な面が見える。本日、欠席している柳沢委員から、審査のポイントをまとめたものをもらっている。人件費についても配置が適正か？というところや、稼働率についても見ていく必要があるとアドバイスをもらっている。

委員A：赤字の原因の追及は少し踏み込んで聞かないと、次の指定管理者と契約をする

時も、委託料を払うための詳細を明確にしてもらう必要があるのでは。

事務局：(有)樅の木との時とは社会情勢で多少の変化はあるが、人件費はかなり違いがある。今現在の方が(金額)が大きい。

委員D：グラウンドだけを管理したいという話があると聞いたが、可能なのか。

事務局：話が合ったのは事実。施設だけを分けることができるか話をしたが、現在は受けることができないという結果だった。希望があったことは聞いている。今後、話が再浮上することがあるかもしれないが、5年契約なので終了後の話になる。

委員D：グラウンドだけを管理したいという募集はしないのか。

委員A：樅の木荘条例にグラウンドも含まれているのでは。分けることが可能かどうか。

事務局：原村レストハウス樅の木荘条例の第4条にある。料金も掲載してあるが、午前、午後、1日の利用がそれぞれ決まっている。

委員D：グラウンドは使用できない状況なのか。

事務局：以前よりは使用しやすい状況になっている。子供のサッカーはできる。

委員C：以前は早起き野球で使用していたが、他に施設ができたので使用しなくなった。管理者が管理してくれればいい。

事務局：テニスコートも今年度整備して、2面だけ整備して使用できるようにしたが、他の4面は使用できない状態。指定管理者とグラウンドの管理について協議したことは承知している。

委員D：グラウンドを使いたかったが断られた。

事務局：村としては指定管理者の意向で行うべきと考える。

委員C：樅の木荘が一体となって管理するという事で、指定管理者が管理するという事でいいか。

事務局：はい。

委員B：応募者が1社しかなかったら、そのまま決定となるのか。

事務局：審査会で見てもらいたい。

この会は、村長の諮問機関であり、村長が住民の人に決めてもらうこととしている。承認するかどうかは村長の裁量になる。ただし、一般的には諮問しているので、意見は最重要視するところであるが、どうしても承認できないということになれば、議会へ上程することはできない。まずは審議会、その後、村長が良しとすれば議会に上程される。

この審議会で該当なしということも考えられる。その場合は、同じ条件での募集は難しいので、要件の見直しや令和6年4月から運営ができるのかどうかも含め、再度募集する必要がある。

委員A：または、直営で行うという選択肢もある。

委員C：黒字になれば良いが、温泉であれば入浴料を上げれば良いということでもない。

委員A：入浴料を上げて、利用者がいなくなっても困る。

事務局：要項について説明しましたが、修正部分を直したうえで、ホームページに掲載して募集をしていきます。

委員A：個人情報とその情報公開の取扱いについて明記されていないが、要項に書く必要はないか。

事務局：申請書等にはその旨を記載するようにしてある。選定基準等を審査の際にも行うようにしたい。

(2) 今後のスケジュールについて

小池課長より説明

(3) その他

小池課長より説明

この審議会では要項等について審議していただいた内容で募集を行うが、告知のメールを出すこと、備品の確認について、現在確認を依頼している。指定管理者が撤収する際に、何の備品が無くなるのかなどを整理し、次の運営をする場合に必要なものを準備してもらう。

委員A：ホームページ以外で、募集をできるサイト等があれば掲載してもらいたい。

事務局：はい。

7 閉会